

工事名:新水橋幹線配水管布設(第2工区)工事

質問	回答
<p>県発注の富立大橋上部工工事の作業足場を使用するとありますが、国、県との工程調整は、どのような状況でしょうか。</p>	<p>県工事の発注者及び受注者と打ち合わせを行っており、県工事は令和3年11月から現場施工を開始する予定であると伺っております。 また、国土交通省の河川占用については、事前協議済みであり、現場着手までに許可を受ける見込みです。</p>
<p>試掘工の堤防部とは埋設部1.7mの箇所でしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>通水試験では両端部に栓、管帽が必要です。堤防部の埋設管端部の仮設閉塞材料は、設計に計上されているのでしょうか。</p>	<p>通水試験に必要な一時的な仮設器具については、器具損料として設計計上しております。</p>
<p>・「影響を受ける工事」に複数工事が記載されており、現状進行している工事も複数ありますが、それら各種関連工事関係部署・関連業者とは現在まで十分かつ綿密な連絡・工程会議等はなされておりますでしょうか。またこれまで十分かつ綿密な連絡・工程会議が行われていない場合、施工日数・工種・工数などに変動が発生しますが、その場合は設計変更にて対応していただけますでしょうか。</p>	<p>「影響を受ける他の工事」の発注者及び受注者と打ち合わせを実施しております。 なお、本工事の施工日数・工種・工数などに変動が発生した場合は受注者と協議します。</p>
<p>・設計断面に砂質土、と明記されておりますが、これは土質調査をして間違いなくこの土質であると確認済みの記載と考えるとよろしいでしょうか。現地の土質に相違がある場合、受け入れ先の受入金額が大きく変動しますが、その場合は設計変更・増額にて確実に対応していただけますでしょうか。</p>	<p>過年度に本地区周辺で施工した実績から、本工事においても砂質土と想定しておりますが、現場条件に変化が生じた場合は受注者と協議します。</p>
<p>・設計書において公共残土受入箇所が記載されておりますが、記載されている建設発生土受入箇所は隣接工事含む本工事の発生土量すべての受入を間違いなく無条件で可能との返事を受けての選定でしょうか。また相手先より受入不可能・条件付き受入などがあった場合の受入業者の再選定、及びそれにかかる費用は設計変更・増額にて確実に対応していただけますでしょうか。</p>	<p>建設発生土の搬出先は、富山県土木工事標準積算基準書に基づき、一番安価となる場所を選定しております。なお、受け入れ先の理由により、設計時の選定場所へ建設発生土を搬出できない場合は受注者と協議します。</p>

質問	回答
<p>・現在週40時間労働制が厚生労働省・労働基準監督署でも推奨されておりますが、工期・施工期間の設定はそれを元に算定されていると考えてよろしいでしょうか。また以前水道事業実務必携に基づき工期の設定をしている、とご返答いただきましたが、「具体的に何ページの基準・数値に基づき算出」しておられますかページ数の提示・数値の明示でのご返答をお願いいたします。</p>	<p>工期については、水道事業実務必携の第2部 水道施設整備に係る歩掛表、第一編 請負工事標準歩掛を使用し算定しております。</p>
<p>・仮設足場等の「設置位置・構造等が本工事に適さない等の場合は、設計変更の対象とする。」という記述がありますが、構造計算などが発生した場合、それらもすべて変更増額対象となりますでしょうか。</p>	<p>本工事の仮設足場については、設計図面に記載のとおり富山県発注工事で設置される仮設足場を利用することとしておりますが、現時点で仮設足場の構造についての詳細は決定されておられません。なお、本工事において仮設足場の構造計算を行う必要が生じた場合は受注者と協議します。</p>
<p>・ステンレス管の吊り込みが管を平行にて橋梁下部に移動させる記載となっておりますが、ステンレス管の全長分の開口部を仮設足場に開けた場合、そのステンレス管の重量に耐えうるものである確認は取れておりますでしょうか。また取れていない・未計算の場合、このような手段の記載・設計形状をすることは不適切だと考えますが、どのようにお考えでしょうか。</p>	<p>上記のとおりです。</p>
<p>・影響工事に「新水橋幹線配水管富立大橋添架用支持金具作製工事(仮)」とありますが、この物件における工程への影響があった場合、受注者都合でない場合の現場代理人及び主任技術者の拘束期間延長等について、当然その拘束延長・待機期間にも費用は発生します。国土交通省による発注者と受注者間における適正な法令遵守のガイドラインにもあるとおり、受注者からの申請による必要費用は適正に対処していただけますでしょうか。</p>	<p>工事条件明示書に記載しているとおり、本工事の全工種において施工時期や施工方法が他工事の影響を受けるため、関連工事との調整の結果、本工事に遅れが生じた場合は受注者と協議します。</p>